

平成27年度

新・介護保険制度と 介護報酬

株式会社インフォ・テック
コンサルティング部門

キーワード

- 事業規模の拡大・・・統合、合併、事業連携
- 認知症、機能訓練への対応
- 重度者、医療行為、医療との連携
- 介護報酬への依存体質からの脱却
- 介護保険外サービス プロの自覚

アマチュアの運営からプロの経営へ

誰が事業を始めても、それなりに上手く行く時代の終焉

今後は介護事業の経営が難しくなる → プロの経営者

収支差率5%~10% → 2%で「利益」を確保できるマネジメント

運営 → 収入を管理する

経営 → 利益を管理する

今後の平成27年度介護報酬改定の流れ

平成26年4月28日 給付費分科会にて今後の流れの確認

平成26年4月～夏頃 総論・事業者団体などヒアリング

平成26年秋頃～12月 各サービスについて議論

平成26年11月～12月中旬 報酬・基準の基本的な考え方とりまとめ

平成27年1月 介護報酬改定案 諮問・答申

平成27年2月下旬 厚労省担当課長会議 省令・通知

平成27年3月～4月 厚労省Q&A

平成27年4月1日 介護報酬改定

平成26年介護事業経営実態調査結果

	平成26年		平成23年	
	給与費割合	収支差率	給与費割合	収支差率
介護老人福祉施設	57.6%	8.7%	57.5%	9.3%
介護老人保健施設	56.5%	5.6%	52.2%	9.9%
認知症対応型共同生活介護	55.9%	11.2%	56.4%	8.4%
訪問介護	73.7%	7.4%	76.9%	5.1%
訪問看護ステーション	76.6%	5.0%	80.0%	2.3%
通所介護	55.8%	10.6%	55.6%	11.6%
通所リハビリテーション	59.3%	7.6%	61.2%	4.0%
居宅介護支援	81.9%	△1.0%	80.4%	△2.6%
特定施設入居者生活介護	39.9%	12.2%	49.0%	3.5%

10月8日財務省財政制度等審議会分科会での論点

- 介護報酬基本部分に係る適正化(少なくとも中小企業並みの収支差となる▲6%程度の適正化)が必要。
- 今後高齢者が増加(市場が拡大)する中で、規模の経済によるコスト低減が見込まれることも踏まえれば、収支差率を中小企業の水準より低い水準とすることも検討すべき。
- 介護報酬水準を約▲1%適正化すれば、国民負担は年間約▲1,000億円軽減される。
- 特養は、内部留保が蓄積しない水準まで介護報酬水準を適正化することが必要。
- 個室の利用者との公平性を確保する観点から、多床室の室料についても利用者負担を検討すべき。
- 福祉用具貸与、住宅改修は、必要以上に高機能のものについては給付の対象外とすべき。
- 軽度者に対するサービス内容の見直し(地域支援事業への移行、保険給付範囲の見直し等)を進めて行くべき。
- サービスの質を確保しつつ、確実に価格競争が行われる仕組みを構築すべき。(ケアプラン作成に当たり、ケアマネジャーに価格の考慮を義務付けること等)
- 自己負担割合は、現役並み所得者に対する負担割合の在り方等について、更なる検討が必要。
- 軽度の要介護者に対する生活援助や、訪問介護・通所介護以外の予防給付について、地域支援事業への移行や給付範囲の見直しを検討していくべき。



訪問介護の報酬・基準について(案)

20分未満の身体介護の見直しについて

- 夜間・深夜・早朝時間帯について、日中時間と同様に、要介護3以上であって一定の要件を満たす者に限り算定を認める。
- 「20分未満の身体介護」を算定する利用者に係る1月あたりの訪問介護費は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型（訪問看護サービスを行わない場合））における当該利用者の要介護度に対応する単位数の範囲内とする。
- 「20分未満の身体介護」を算定する場合、同一建物居住者へのサービス提供に係る減算割合を引き上げる。

サービス提供責任者の配置基準等の見直しについて

- 中重度の要介護者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業者について、特定事業所加算による加算を行う。
- 複数のサービス提供責任者が共同して利用者に関わる体制や、利用者情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合には、サービス提供責任者の配置基準を「50人に対して1人以上」に緩和する。

訪問介護員2級課程修了者である サービス提供責任者に係る減算の取り扱いについて

- 平成23年度の介護給付費分科会において提示した見直し方針に従い、平成27年4月から、サービス提供責任者減算の減算率を引き上げる。
- 減算率は、「訪問介護員3級修了者である訪問介護員にかかる減算の取り扱いに準じ、△30%とする。」
- ただし、減算が適用される訪問介護事業所が、人員基準を満たす他の訪問介護事業所と統合し出張所(いわゆる「サテライト事業所」)となる場合は、平成29年度末までの間、減算適用事業所を統合する訪問介護事業所全体について、当該減算を適用しないこととする。

生活機能向上連携加算の見直しについて

- 訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行し、リハビリテーション専門職と利用者の身体の状態等の評価を共同して行った場合に限定している算定要件について、通所リハビリテーションのリハビリテーション専門職が利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行した場合も加算対象とする。

予防給付が事業化することに伴う人員・設備基準

- 訪問介護事業者が、訪問介護と総合事業における訪問事業を同一の事業所において一体的に運営する場合の人員・設備の取り扱いは、訪問事業の類型に応じて、以下のとおりとする。

①訪問介護と「現行の訪問介護相当のサービス」を一体的に運営する場合
→現行の介護予防訪問介護に準ずるものとする。

②訪問介護と「訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)」を一体的に運営する場合
→現行の訪問介護員等の人員基準を満たすことが必要。

サービス提供責任者は、要介護者数で介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数。



定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 報酬・基準について(案)

訪問看護サービスの提供体制の見直しについて

- 一体型事業所における訪問看護サービスの一部を、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問看護事業所に行わせることを認める。

通所サービス利用時の報酬算定(減算)の見直し

- 通所介護、通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護を受けている利用者に対して、定期巡回・随時対応サービスを行った場合の減算(定期巡回・随時対応サービスの1日あたり所定単位数の2/3相当額)を軽減してはどうか。

オペレーターの配置基準等の見直し

- 夜間等のオペレーターとして職員を充てることのできる施設について、併設施設に限定している要件を緩和し、同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する同一法人が経営する他の施設・事業所等の職員を充てることを認める。
- 夜間等のオペレーター機能について、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行う観点から支障がない場合には、複数の定期巡回・随時対応サービス事業所の機能を集約し、通報を受け付ける業務形態について認める。

介護・医療連携推進会議及び外部評価の効率化

- 定期巡回・随時対応サービス事業所は、引き続き、自らその提供する定期巡回・随時対応型サービスの質の評価（自己評価）を行い、これを介護・医療連携推進会議に報告し、評価等を受けた上で公表する仕組みとする。

同一建物居住者へのサービス提供について

- 一定数以上の利用者が同一建物に居住する場合には、職員の移動時間軽減されることを踏まえ減算する。



小規模多機能型居宅介護の 報酬・基準について(案)

訪問サービスの機能強化について

- 在宅生活を継続するための支援を更に強化する観点から、訪問サービスを積極的に提供する体制の評価を行うため、新たに「訪問体制強化加算」(仮称)を新設する。

算定要件は以下のとおりとする。

①訪問を担当する常勤の従業者を2名以上配置

特定の職員を訪問サービスに固定するものではない。

②1月あたり延べ訪問回数が一定回数以上の指定小規模多機能型居宅介護事業所

サービス付き高齢者向け住宅等を併設する事業所については、登録者のうち同一建物以外の利用者が一定以上を占める場合であって、かつ、同一建物以外の利用者に対して、上記の要件の要件を満たす場合に算定対象とする。

登録定員の見直し

- 小規模多機能型居宅介護は地域密着型サービスであることを踏まえ、登録定員を29人以下とする。

看取りの実施に対する評価について

- 看取り介護加算を新たに設ける。
(算定要件)
 - ・看護職員配置加算(Ⅰ)を算定していること。
 - ・看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。
 - ・利用者又は家族の同意を得て、利用者の介護に係る計画が作成されていること。
 - ・医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、随時、利用者又は家族への説明を行い、同意を得て介護が行われていること。

運営推進会議及び外部評価の効率化について

- 小規模多機能型居宅介護事業所は、引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを運営推進会議に報告し、評価等を受けた上で公表する仕組みとする。

事業開始時支援加算について

- 事業開始時支援加算は、現に定めるとおり、平成27年3月31日をもって廃止する。

看護職員の配置要件、 その他の訪問看護事業所等との連携について

- 小規模多機能型居宅介護従業者のうち看護職員が兼務可能な施設・事業所について、「同一敷地内」の要件を見直し、同一敷地内又は道路を隔てて隣接する施設・事業所と兼務できるものとする。あわせて、兼務可能な施設・事業所の種別を見直すものとする。
- 看護職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)の加算要件を見直し、常勤要件に替えて、常勤換算方法で1人以上の(准)看護師を配置する場合に加算対象とする。

小規模多機能型居宅介護における 地域との連携に係る取組の推進

- 小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）」を行う場合には、入所者の処遇に影響がないという条件のもと、人員・設備について以下のとおりとする。
 - ① 小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを認める。
 - ② 小規模多機能型居宅介護事業所の設備（居間及び食堂を除く）について、総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等との共用を認める。

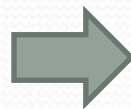
同一建物居住者へのサービス提供について

- 現行の同一建物減算は廃止する。
- 新たに、利用者の居所(事業者と同一建物に居住するか否か)に応じた基本報酬を設ける。

(報酬構造)

【現行】

小規模多機能型 居宅介護費	要介護1
	要介護2
	要介護3
	要介護4
	要介護5



【改定案】

小規模多機能型 居宅介護費(Ⅰ) 同一建物以外の居住者 に対して行う場合	要介護1
	要介護2
	要介護3
	要介護4
	要介護5
小規模多機能型 居宅介護費(Ⅱ) 同一建物居住者に対し て行う場合	要介護1
	要介護2
	要介護3
	要介護4
	要介護5

グループホームとの併設型における 夜間の職員配置について

- 次の要件を満たす事業所について、グループホームの入居者の処遇に支障がないと認められる場合には、小規模多機能とグループホームの兼務を認める。
 - ①小規模の泊まり定員とグループホームの1ユニットあたりの定員の合計が9人以内であること。
 - ②小規模多機能型居宅介護とグループホームが同一階に隣接していること。

小規模多機能型居宅介護と広域型特養との併設について

- 広域型の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設と同一建物に併設することについては、小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえた上で、個別に判断する仕組みとする。

中山間地域等における 小規模多機能型居宅介護の推進について

- 小規模多機能型居宅介護については、「通い」「訪問」も実施していることから、中山間地域等に居住している利用者に対して通常の事業の実施地域を越えてサービス提供（送迎・訪問）を行う場合には、新たに加算で評価する。



複合型サービスの報酬・基準について(案)

複合型サービスの報酬算定の見直しについて

- 現行の基本報酬をもとに、下記のような複合型サービス事業所の看護体制を評価した減算及び加算を設ける。
- 訪問看護を実施していない利用者が一定割合以上の複合型サービス事業所については、適正化の観点から、基本報酬に内包されている訪問看護サービス部分について減算を行う。
- 訪問看護を実施している利用者が一定割合以上を占めており、利用者の医療ニーズに重点的に対応している複合型サービス事業所については、そのサービス提供体制を評価して加算を行う。

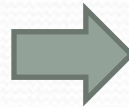
複合型サービス事業所と 同一建物居住者へのサービス提供について

- 利用者の居所（事業者と同一建物に居住するか否か）に応じた基本報酬を設ける。

（報酬構造）

【現行】

複合型サービス費	要介護1
	要介護2
	要介護3
	要介護4
	要介護5



【改定案】

複合型サービス費（Ⅰ） 同一建物以外の居住者 に対して行う場合	要介護1
	要介護2
	要介護3
	要介護4
	要介護5
複合型サービス費（Ⅱ） 同一建物居住者に対し て行う場合	要介護1
	要介護2
	要介護3
	要介護4
	要介護5

複合型サービスの登録定員の見直しについて

- 複合型サービスは、地域密着型サービスであることを踏まえ、登録定員を29人以下とする。
- 現に事業を行う複合型サービス事業所が登録定員を拡大する場合には、「現に利用する者へのサービスの提供に支障を来さないよう、訪問サービスの提供など、必要な配慮を行うこと」を解釈通知に規定する。

複合型サービスの運営推進会議及び 外部評価の効率化について

- 複合型サービスは、引き続き、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを運営推進会議に報告し、評価等を受けた上で公表する仕組みとする。

サービス普及に向けたサービス名称の見直しについて

- 医療ニーズのある中重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、「通い」「泊まり」「訪問看護」「訪問介護」を組み合わせることで、利用者や家族への支援の充実を図るという方針が具体的にイメージでき、サービスの普及につながる名称「看護小規模多機能型居宅介護(仮称)」へ変更する。

事業開始時支援加算について

- 事業開始時支援加算については、平成27年3月末までの時限措置としているが、今後の整備促進を図る観点から、現在の加算の算定状況や収支状況等を踏まえ、平成30年度末まで延長する。



訪問看護の報酬・基準について(案)

在宅中重度者を支える 訪問看護ステーションの対応体制の評価について

- 在宅での中重度要介護者の療養生活を継続するための支援を更に強化する観点から、医療ニーズに対応したサービス提供体制の評価を行うため、新たに加算を設ける。
- 在宅中重度の要介護者の医療ニーズに対して、以下のような重点的な対応を実施している体制を評価する。

電話等により常時対応できる体制や緊急時に訪問看護を行う体制（緊急時訪問看護加算）、特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行う体制（ターミナルケア加算）のいずれについても一定割合以上の算定実績等があること。

病院・診療所からの訪問看護の報酬算定の見直しについて

- 病院・診療所からの訪問看護の報酬単価を増額する。

訪問看護ステーションにおける リハビリテーションの見直しについて

- 今後の通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションに関する議論にあわせて、これらも整理することとしてはどうか。



通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションの 報酬・基準について(案)

リハビリテーションマネジメントの再構築

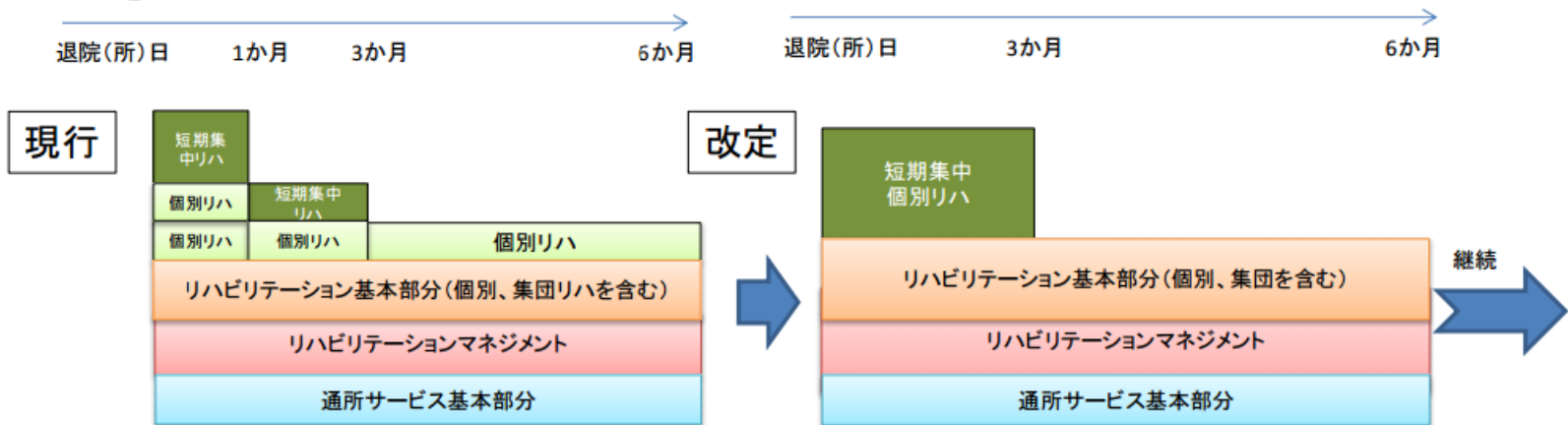
- 通所リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算について、新たな評価内容の追加や算定要件の見直しにより報酬を引き上げる。
- 利用者主体の日常生活に着目した目標設定
- 他職種協働を実現するための具体的な仕組みの導入
- プロセスマネジメントの導入
- 通所リハビリテーションの訪問指導等加算で評価されている理学療法士等による利用者の居宅への訪問評価を、リハビリテーションマネジメントのプロセスとして一体化（訪問指導等加算のリハビリテーションマネジメント加算への包括化）
- 訪問リハビリテーションの基本報酬に包括評価されている訪問リハビリテーションのリハビリテーションマネジメントについても、通所リハビリテーション同様、介護支援専門員や訪問介護などの居宅サービスとの連携強化、カンファレンスの開催や計画の共有などの取組の充実を図るとともに、これらの報酬評価についても、改めてリハビリテーションマネジメント加算として評価する。

また、理学療法士等が訪問介護のサービス提供責任者に対して行う指導及び助言に対する評価を、リハビリテーションマネジメントのプロセスとして一体化する（訪問介護のサービス提供責任者に対して行う指導及び助言に対する評価のリハビリテーションマネジメント加算への包括化）。

短期集中リハビリテーション実施加算と 個別リハビリテーション実施加算の一体的な見直し(統合)

- 個別リハビリテーションは退院(所)後間もない者に対する身体機能の回復に焦点を当てたリハビリテーションとして短期集中的個別リハビリテーションとして機能を統合する。
- リハビリテーションは、適切な目標の設定とその達成に向けた個別制を重視して計画的に行うべきものであるので、長期漫然として実施される個別リハビリテーション実施加算については基本報酬に包括する。

【イメージ】



認知症短期集中リハビリテーションの見直し

- 短期集中リハビリテーション加算を一体的に見直した新たな体系を追加する。
- 新たな体系では、認知症高齢者の見当識や記憶などの認知機能の状態に合わせて、実施頻度についても週二回ではなく、効果的な方法と介入頻度・時間を選択しながら、3か月間の利用を限度とする。
- 認知症短期集中リハビリテーションの提供後の評価（カンファレンス）により、新設する生活行為向上リハビリテーション（仮称）に移行できるものとする。
- 認知症短期集中リハビリテーションの提供後もリハビリテーションを継続することができる。なお、この場合でも参加に向けた取組を促す。

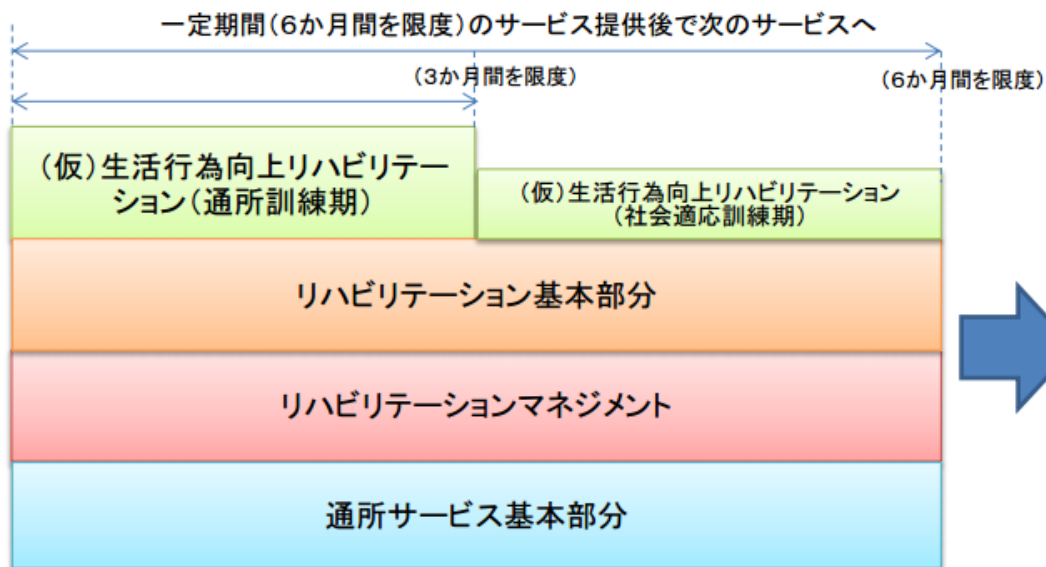
【イメージ】



生活行為向上リハビリテーションの推進

- 居宅など実際の生活場面での具体的な指導など訪問と通所を組み合わせ、目標を達成するために最も効果的な方法と介入頻度・時間を選択しながら、6か月間の利用を限度とする。重点的に計画的に取り組むことにより、活動と社会における役割や生きがいの早期獲得を目指す。

【イメージ】



【参加へ移行】

- ・通所介護
- ・地域支援事業
- ・地域の社会資源
など

生活行為向上リハビリテーションの概要

- 心身機能訓練の評価に馴染みやすい時間・単位制の報酬体系とは別に、特に在宅生活者で徐々に生活機能が低下する廃用症候群など、早期の段階で「活動」や「社会参画」への重点的な取組が推進されるような、包括的な新たな報酬体系を導入し、それらも選択可能とする。

肺炎などを契機に急激に生活機能が低下し、医師が通所リハビリテーションが必要であると判断した者

ADL/IADLなどの生活機能低下に対し、居宅サービス等が通所リハビリテーションが必要と考えた者

認定とケアプラン

【通所リハビリテーション】

リハビリテーションマネジメント
(カンファレンスにて対象者の決定)

(仮)生活行為向上リハビリテーション

(仮)生活行為向上リハビリテーション実施計画の作成(通所と訪問を組合せ)

【6か月後】 目標とする生活行為が達成
○「(仮)生活行為向上リハビリテーション実施計画」の支援結果のまとめを作成

リハビリテーションマネジメント
(カンファレンスにて情報公開・提供)

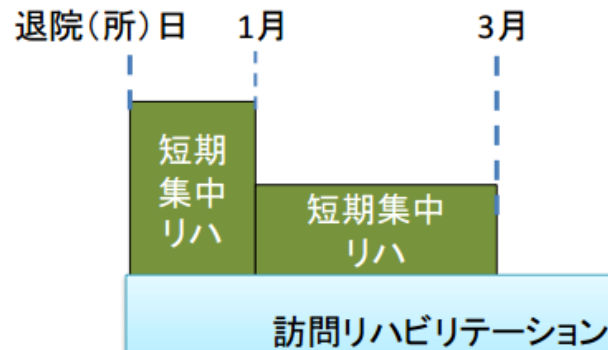
通所リハビリテーション以外の通所系サービス若しくは地域の社会資源の利用など

訪問リハビリテーションにおける 短期集中リハビリテーション実施加算の見直し

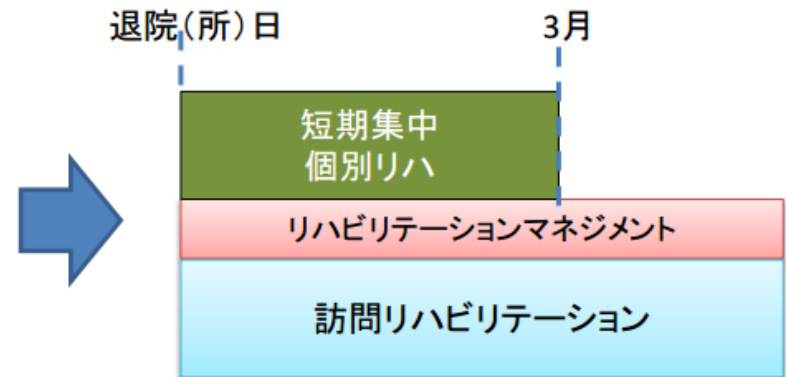
- 短期集中リハビリテーションは、退院(所)後間もない者に対する身体機能の回復を目的として、実施期間を3月とするなど、頻度や時間などの機能を見直す。

【イメージ】

現行



機能見直し



通所・訪問リハビリテーション終了後の 各種地域サービス等への移行の評価

- 利用者が計画に基づき、一定期間以内に通所系サービスや地域支援事業などに移行した場合の実績(利用者に占める割合)を評価する。
- 通所リハビリテーションの(仮)生活行為向上リハビリテーションには適応しない。

<具体例イメージ>

通所リハビリテーション

⇒通所介護、地域支援事業等(入院、入所、死亡を除く)訪問リハビリテーション

⇒通所リハビリテーション、通所介護、地域支援事業等(入院、入所、死亡を除く)

通所リハビリテーションにおける 重度者対応機能の評価について

以下の要件を満たし、介護職員又は看護職員を指定基準より常勤換算方法で複数以上加配している事業所を報酬の加算で評価する。

（要件）

実利用者のうち要介護3以上の利用者を一定割合以上受け入れ、かつ、看護職員を提供時間を通じて専従で1以上配置している。

通所リハビリテーションにおける 重度療養管理加算の見直し

- 加算の対象者に要介護の医療処置を要する者を含め、要介護3以上に拡大する。

訪問リハビリテーションと訪問看護ステーションによる リハビリテーションの一体的見直しについて

- 訪問看護の理学療法士等の訪問と訪問リハビリテーションの基本的な報酬評価を合わせる。
- 訪問看護の理学療法士等の訪問に対しても、訪問リハビリテーションと同様なリハビリテーションマネジメントの充実を推進するための加算を新設する。

通所リハビリテーションと訪問リハビリテーションの 両サービスを同一事業所が提供する場合の運営の効率化

- 以下の内容について、訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの両サービスを、同一事業所が提供する場合に一体的作成を可能とする。
 - ①通所リハビリテーション計画と訪問リハビリテーション計画の作成
 - ②計画書の内容についての利用者の同意書
 - ③計画に従ったサービスの実施状況を診療記録に記載すること



通所介護の報酬・基準について(案)

認知症高齢者や重度要介護者を積極的に受け入れ、 在宅生活の継続に資するサービスを提供している事業所の評価

以下のいずれかの要件を満たし、介護職員又は看護職員を指定基準より常勤換算方法で複数以上加配している事業所を報酬の加算で評価する。

- 利用者のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上を一定割合以上受け入れ、かつ、認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修又は認知症介護実践者研修を修了した者を提供時間を通じて専従で1以上配置している。
- 利用者のうち要介護度3以上の利用者を一定割合以上受け入れ、かつ、看護職員を提供時間を通じて専従で1以上配置している。

※ いずれの場合もサービスの提供方法として、「認知症の症状の進行の緩和」や「重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続」に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成していることを要件とする。

心身機能訓練から生活行為力向上訓練まで 総合的に行う機能の強化

- 個別機能訓練加算の算定要件に居宅を訪問した上で計画を作成することを要件として加え、併せて加算の評価の見直しを行う。
- また、個別機能訓練加算(Ⅱ)は、残存機能を活用して生活機能の維持・向上に関する目標設定を行い、ADL及びIADL訓練など活動・参加へのアプローチを中心に行うものであるが、個別機能訓練加算(Ⅰ)と同様に筋力増強訓練や関節可動域訓練など心身機能へのアプローチを中心に行っている実態があるため、目的・趣旨を明確にするとともに、それぞれの加算の実行性を担保するため、それぞれの趣旨に沿った目標設定や実施内容等の項目を明示し、それらの項目を含んだ取組を行った場合に評価する。

地域連携の拠点としての機能の充実について

- 利用者が地域で主体的な暮らしを続けるためには、生活相談員の専従要件を緩和し、事業所内に限った利用者との対話を主体とした相談業務だけではなく、サービス担当者会議に加えて「地域ケア会議への出席」、「利用者宅に訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助」や「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し利用者に必要な各種の生活支援を担ってもらう」等の社会資源の発掘・活用など、利用者の生活全般を支える取組については、生活相談員として通所介護を提供しているものとみなし、地域連携の拠点としての展開を推進する。

基本報酬の見直しについて

- 小規模型通所介護については、通常規模型事業所と小規模型事業所のサービス提供に係る管理的経費の実態を踏まえ、その評価の適正化を行う。

報酬の事業所規模区分に応じて、小規模型事業所と通常規模型事業所のサービス提供1回当たりの管理的経費を比較すると、小規模型事業所は、通常規模型事業所に比べ、7.6%高い結果となった。

※ 小規模型事業所の報酬単価は、管理的経費などのスケールデメリットを考慮し、通常規模型より17%高い設定となっている。

※ 管理的経費の実績から比較すると、小規模型におけるサービス提供1回当たりのコストは、通常規模型と比較して約15%高い結果となっている。

看護職員の配置基準の緩和について

- 地域で不足している看護職員については、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により健康状態の確認を行った場合、人員配置基準を満たしたものとみなす。

地域密着型通所介護の創設（平成28年4月1日施行）

- 地域密着型通所介護の基本報酬については、小規模型事業所の基本報酬を踏襲する。
- 地域密着型通所介護は、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性を確保するため、新たに運営推進会議の設置を規定する。
- 市町村の事務負担軽減の観点から、他の地域密着型サービスの運営推進会議等の開催回数より緩和し、地域密着型通所介護の運営推進会議の開催は、おおむね6月に1回以上とする。

※認知症対応型通所介護の運営推進会議は地域密着型通所介護に準ずる。

平成28年4月1日からの通所介護の基本報酬の区分

	平成27年4月1日～	平成28年4月1日～	参考
都道府県指定	小規模型通所介護費		利用定員18人以下は地域密着型通所介護に移行する。
	通常規模型通所介護費	通常規模型通所介護費	
	大規模型通所介護費（Ⅰ）	大規模型通所介護費（Ⅰ）	
	大規模型通所介護費（Ⅱ）	大規模型通所介護費（Ⅱ）	
	療養通所介護費		
市町村指定		地域密着型通所介護費	・ 利用定員18人以下 ・ 運営推進会議の設置
		療養通所介護費	・ 利用定員9人以下

小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所

- 小規模な通所介護から移行する場合には宿泊室等が必要であるが、宿泊室等の設置には一定の経過措置(平成29年度末まで)を設ける。
- また、経過措置期間内に、通所介護としての人員配置で運営を行う場合には、小規模多機能型居宅介護の基本報酬に人員基準欠如減算(70/100)を適用する。
- 指定申請の際、小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所の整備計画を策定し、市町村に提出する。

(参考) 小規模多機能型居宅介護事業所の人員基準

			本体事業所	サテライト型事業所
代表者			認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者	本体の代表者
管理者			認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した常勤・専従の者	本体の管理者が兼務可能
小規模多機能型居宅介護従業者	日中	通いサービス	常勤換算方法で3：1以上	常勤換算方法で3：1以上
		訪問サービス	常勤換算方法で1以上（他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。）	1以上（本体事業所又は他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。）
	夜間	夜勤職員	時間帯を通じて1以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。）	時間帯を通じて1以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。）
		宿直職員	時間帯を通じて1以上	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
	看護職員		小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
介護支援専門員			介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者 1以上	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者 1以上

※ 代表者・管理者・看護職員・介護支援専門員・夜間の宿直者（緊急時の訪問対応要員）は、本体との兼務等により、サテライト型事業所に配置しないことができる。

通所介護(大規模型・通常規模型)の サテライト事業所への移行

- サテライト事業所については、一体的なサービス提供の単位として本体事業所に含めて指定する。
- 同一法人のサテライト事業所となる場合のみ移行が可能である。

通所介護では、本体事業所とは別に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等(いわゆる「サテライト事業所」)を設けることが可能であり、職員管理の一元的な運用や本体事業所と出張所等との間の相互支援体制が確保されているなどの一定の要件を満たす場合には、本体の事業所に含めて指定することができる。

予防給付が事業化することに伴う 人員・設備基準について

- 通所介護事業者が、通所介護と総合事業における通所事業を同一の事業所において一体的に運営する場合の人員・設備の取扱いは、通所事業の類型に応じて、以下のとおりとする。
 - ① 通所介護と「現行の通所介護相当のサービス」を一体的に運営する場合
→ 現行の介護予防通所介護に準ずるものとする。
 - ② 通所介護と「通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)」を一体的に運営する場合
→ 従事者が専従要件を満たしているとみなし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数。

宿泊サービスを実施する場合の届出制の導入

- 宿泊サービスの提供日数にかかわらず、宿泊サービスを提供する場合、事業所の基本的事項等について指定権者への届出を義務付けることとする。
- 宿泊サービスの提供により事故が発生した場合には、通所介護と同様の対応（市町村・利用者家族・居宅介護支援事業者等への連絡、損害賠償の措置等）を義務付ける。
- 介護サービス情報公表制度を活用し、通所介護事業所の基本情報に宿泊サービスの情報（指定権者へ届け出る事業所の基本的事項等と同内容）を加え、利用者や介護支援専門員に適切に情報が提供される仕組みとする。

※認知症対応型通所介護の設備を利用して宿泊サービスを実施している場合も同様の対応を行う。

小規模の通所介護については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性を確保するため、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置付ける。

これにより地域住民等が参加する運営推進会議等が定期的に行われ、宿泊サービスの部分も含めサービス全体が外部からチェックされることとなる。

通所介護等の設備を利用して宿泊サービスを実施する場合のガイドラインの骨子案

最低限の質を担保するという観点から、宿泊サービス提供にあたっての設備要件等をガイドラインとして示すこととしており、ガイドラインの骨子案としては、独自基準を設けている自治体の枠組みや基準該当短期入所生活介護に関する基準を参考にしながら以下のとおり検討中である。

	事項（案）	記載する内容（検討中の案）
総則	目的	ガイドラインの目的（利用者の尊厳の保持・安全確保）
	定義	宿泊サービスの定義（営業時間外に、通所介護の設備を使用して夜間・深夜のサービス提供を行うこと）
	基本方針	居宅介護支援事業者との連携や他法令の遵守等
	宿泊サービスを提供する上での原則	連続して利用する場合の日数の上限等
人員関係	従業者の員数及び資格	従業者の配置数（夜勤1以上）や資格
	責任者（管理者）	責任者を定めること
設備関係	利用定員	宿泊サービスの利用定員
	設備及び備品	宿泊室の定員、一人当たり床面積（7.43㎡以上）、プライバシーの確保、消防法等に規定された設備の整備等
運営関係	内容及び手続の説明及び同意	運営規程の概要等の説明、利用申込者の同意
	宿泊サービスの提供の記録	サービスの提供記録とその記録の利用者への交付
	宿泊サービスの取扱方針	自立支援の観点からのサービス提供、身体的拘束等の禁止等
	宿泊サービス計画の作成	個別サービス計画の作成
	（適切な）介護	自立支援の視点に立った介護の提供
	（適切な）食事の提供	栄養状態等に配慮した食事の提供
	健康への配慮	健康状況へ配慮したサービスの提供
	相談及び援助	利用者・家族の相談に応じ適切な助言、援助
	緊急時等の対応	緊急時等対応の体制確保等
	運営規程	事業の目的・運営方針、従業者の職種、営業時間、利用定員、利用料、非常災害対策等
	勤務体制の確保等	勤務体制の確保と研修機会の確保等
	定員の遵守	利用定員の遵守
	非常災害対策	定期的な避難訓練等の実施
	衛生管理等	感染症防止の措置
	運営規程等の掲示	勤務体制、運営規程等の掲示
	秘密保持等	業務上知り得た情報の漏洩防止等
	広告	虚偽・誇大な広告の禁止、介護保険外であることの明記等
	苦情処理	苦情相談窓口の設置とその記録
	事故発生時の対応	事故発生の市町村への報告、記録、損害賠償等
	調査への協力等	指定権者が行う調査への協力、必要な改善を行うこと等
	記録の整備	サービス提供の内容、苦情処理の内容等の記録の整備

送迎を行っていない場合の評価の見直し

- 送迎を行っていない場合（利用者が自ら通う場合、家族等が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）は減算の対象とする。

送迎時における居宅内介助等の評価について

- 送迎時に行った居宅内介助等（電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等）を通所介護の所要時間に含めることとする。
- 所要時間に含めることができる時間は、居宅内介助等の所要時間が過剰とならないように30分以内とするとともに、ケアプランと通所介護計画に位置付けた上で実施する。
- 一定の有資格者が行うこととする。

延長加算の算定要件の見直しについて

- 通所介護の延長加算は、実態として通所介護の設備を利用して宿泊する場合は算定不可とする。
- また、介護者の更なる負担軽減や、仕事と介護の両立のため、更に延長加算を強化する。



通所系サービス共通の対応について

(通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護)

送迎時における居宅内介護等の評価

- 送迎時に行った居宅内介助等（電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等）を通所リハビリテーションの所要時間に含める。
- 所要時間に含めることができる時間は、居宅内介助等の所要時間が過剰とならないように30分以内とするとともに、ケアプランと通所リハビリテーション計画に位置付けた上で実施する。
- 一定の有資格者が行うこととする。

延長加算の算定要件の見直し

- 介護者の更なる負担軽減や、仕事と介護の両立のため、更に延長加算を適応する範囲を延長する。

通所リハビリテーションにおいて送迎がない場合の 評価の見直し

- 送迎を行っていない場合（利用者が自ら通う場合、家族等が送迎を行う場合等の通所リハビリテーション事業所が送迎を実施していない場合）は減算の対象とする。



療養通所介護の報酬・基準について(案)

在宅重度者を支える療養通所介護について

- 重度要介護者の送迎には複数名体制での個別送迎が必要とされている実態を踏まえて、「個別送迎体制強化加算(仮称)」を設ける。
- 重度要介護者の入浴には複数名体制での介助が必要とされている実態を踏まえて、「入浴介助体制強化加算(仮称)」を設ける。

予防給付の報酬・基準について(案)
(介護予防通所介護及び介護予防通所リハ)

基本報酬の見直しについて

- 介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションは、介護予防を目的としたものであり、通所介護とは異なり、いわゆる「レスパイト機能」を有していないことから、長時間の利用は想定されない。
- このため、介護予防サービスのあり方と提供実態を踏まえた上で、通常規模型通所介護及び通常規模型通所リハビリテーションの基本報酬の評価と整合性が図れるように適正化する。



集合住宅におけるサービス提供について(案)

集合住宅に居住する利用者への 訪問系サービス等の評価の見直し

(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護)

- ・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅に限る)に居住する利用者に対して訪問する場合は、当該建物に居住する人数に関わらず、その利用者に対する報酬を10%減算する。
- ・上記以外の範囲に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅に限る)に居住する利用者に対して訪問する場合は、当該建物に居住する利用者が1月あたり20人以上の場合、その利用者に対する報酬を10%減算する。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

- ・集合住宅に居住する利用者に対する報酬の減算の仕組みを新たに設ける。
- ・具体的には、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅に限る)に居住する利用者に対して提供する場合は、当該建物に居住する人数に関わらず、その利用者に対する報酬を1月あたり〇単位減算する。

通所系サービスにおいて 送迎がない場合の評価の見直し

(通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護)

- 送迎を行っていない場合(利用者が自ら通う場合、家族等が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合)は減算の対象とする。

集合住宅へのサービス提供の場合の減算（見直し案）

	減算の内容	算定要件	備考
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅に限る）に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物（建物の定義は同上）に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）	—
定期巡回・随時対応サービス	○単位/月 減算	・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅に限る）に居住する者	—
居宅療養管理指導	医師：503 → ○単位 等	・同一建物居住者。具体的には以下の利用者 ①養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居・入所している複数の利用者 ②小規模多機能型居宅介護（宿泊サービス）、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス（宿泊サービス）などのサービスを受けている複数の利用者	・同一日に2人以上の利用者を訪問する場合
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	○単位/日 減算	・事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者 ※ 事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。 ・事業所が送迎を行っていない者	・やむを得ず送迎が必要と認められる利用者の送迎は減算しない
小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	(別報酬体系)	・事業所と同一建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高専賃に限る）に居住する者	・利用者の居所（事業所と同一建物に居住するか否か）に応じた基本報酬を設定



福祉用具の報酬・基準について(案)

複数の福祉用具を貸与する場合の価格について

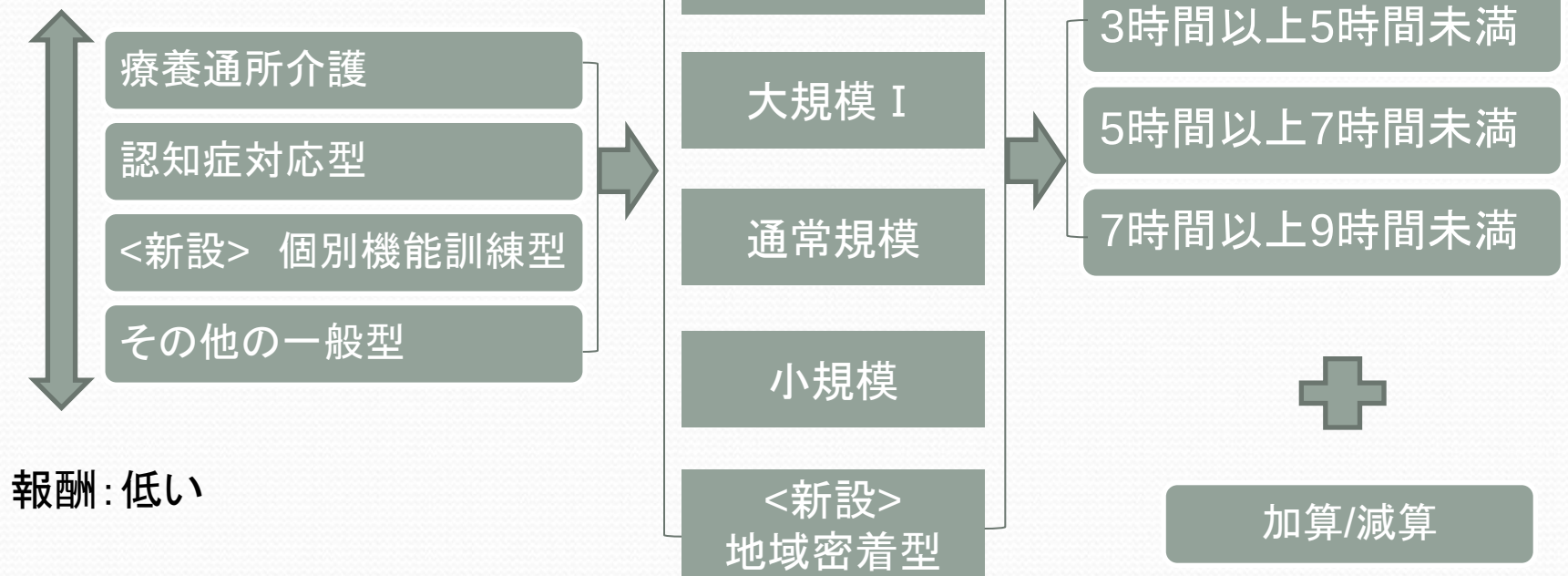
- 都道府県に提出する運営規程(利用料)について、複数の福祉用具を貸与する場合に価格を減額する規定の届け出を行うことが出来ることとする。

福祉用具専門相談員の質の向上の推進

- 福祉用具専門相談員の質の向上の観点から、福祉用具貸与(販売)に関する必要な知識の修得及び能力の向上に常に努めなければならないとする自己研鑽の努力義務規定を設ける。

通所介護における事業内容の 類型化とそれに応じた報酬体系の予測

報酬：高い



報酬：低い

地域における医療及び介護の総合的な確保の 促進に関する法律～ 医療介護総合確保推進法

- 交付の日(6月25日)

社会福祉士及び介護福祉法等の一部を改正する法律(介護福祉士の資格取得方法の見直しの期日の変更)
介護保険法(総合確保方針に即した介護保険事業計画等の作成)

- H27.4.1

介護保険法(地域支援事業の充実、予防給付の見直し、特養の機能重点化、低所得者の保険料軽減の強化、介護保険事業計画の見直し、サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用)

※在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの充実・強化及び認知症施策の推進は平成30年4月、予防給付の見直しは平成29年4月までにすべての市町村で実施

- H27.8.1

介護保険法(一定以上の所得のある利用者の自己負担の引上げ、補足給付の支給に試算等を勘案)

- H28.4.1

介護保険法(地域密着型通所介護の創設)

- H30.4.1

介護保険法(居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲)

地域密着型通所介護に移行する 小規模通所介護の利用定員等について

利用定員18人以下の事業所を地域密着型通所介護とする

- 利用定員については、事業所において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであるため、単位ごとの定員のことはしない。
 - ・ 月曜～金曜の利用定員を30人、土曜の利用定員を10人としている場合
 - ・ 提供単位ごとに定員19人以上と18人以下に設定している場合
- 予防通所介護は地域密着型サービスにならない

「お泊りデイサービス」への今後の対応等について

- ・平成27年4月から9月末までを宿泊サービスの届出期間とする。
- ・平成27年10月から情報公表が可能
- ・事故報告は平成27年4月1日から実施

宿泊サービス提供の設備要件等をガイドラインとして示す
詳細は、今後の介護給付費分科会で検討

- 小規模デイを地域密着型サービスに位置づけ、これにより地域住民等が参加する運営推進会議等が定期的に行われ、宿泊サービス部分も含めサービス全体が外部からチェックされる仕組みとする。

居宅介護支援事業所および介護支援専門員に関する改正

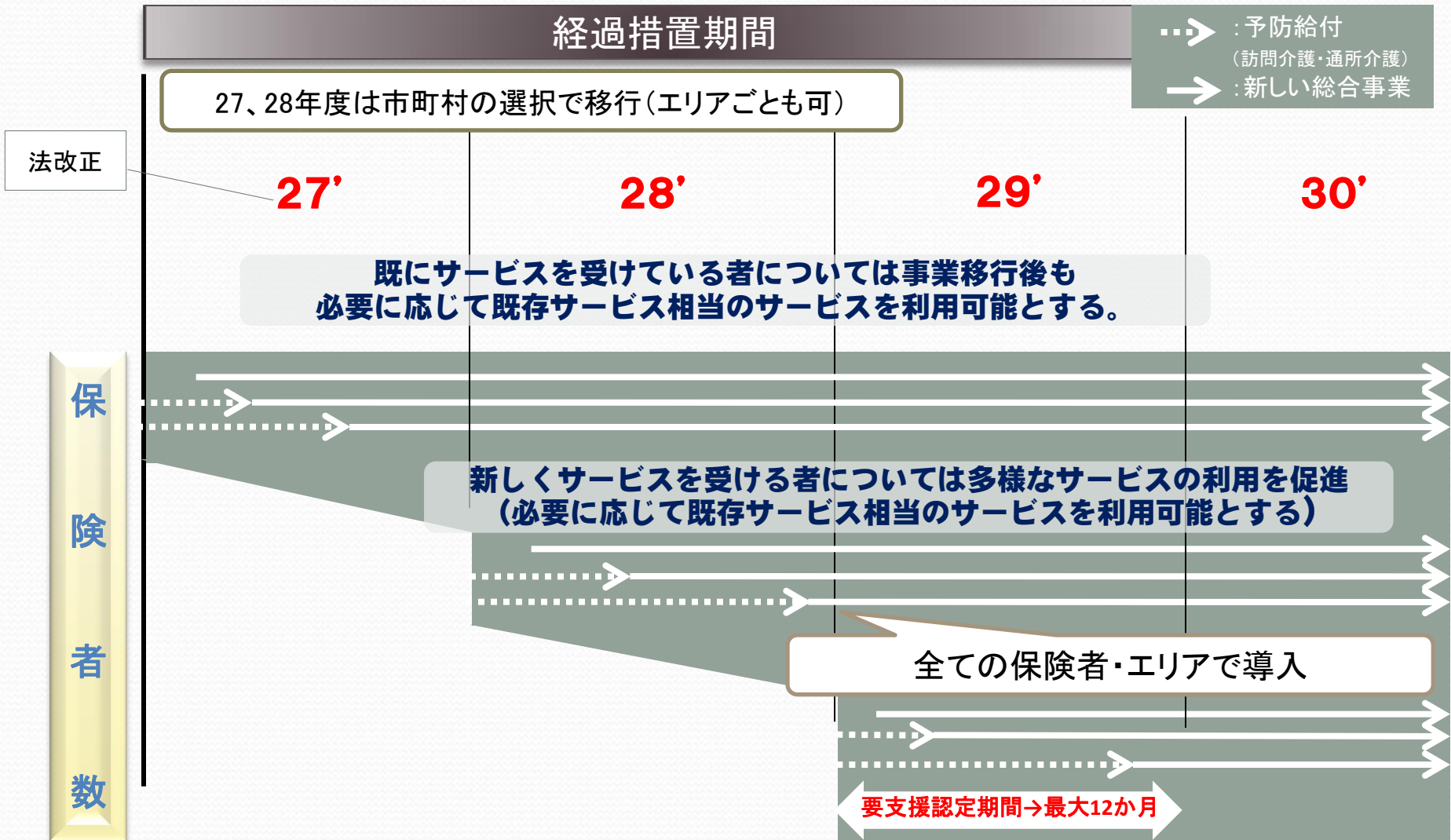
1. 居宅介護支援の指定権限を都道府県から市町村に委譲
平成30年4月施行
2. 介護支援専門員実務研修受講試験の受験要件を見直し。
 - ・法定資格保有者又は生活相談員・支援相談員・相談支援専門員
→実務経験が5年以上とする。
 - ・試験における解答免除は廃止
～平成27年度以降、経過措置期間を設けて施行
3. 介護支援専門員の研修カリキュラムを見直す。
平成28年4月1日より適用
～医療介護連携と医療知識の追加
4. 主任介護専門員への更新制及び更新時研修の導入や、研修カリキュラム等を見直す。

要支援の受け皿となる「新しい」要支援事業

実施主体	市町村(事業者への委託、市町村が特定した事業者が事業を実施した費用の支払等)→みなし指定
対象者	要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者
利用手続	要支援認定により、ケアマネジメントに基づき利用
事業内容	多様なサービス提供の実現のために、介護予防・生活支援サービス事業として、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス(配食・見守り等)を実施。
事業費の単価	サービスの内容に応じた市町村による単価瀬底を可能とする。訪問型・通所型サービスについては現在の訪問介護、通所介護(予防給付)の報酬以下の単価を市町村が設定する仕組みとする。
利用料	地域で多様なサービスが提供されるため、内容に応じた利用料を市町村で設定
事業者	市町村が委託する方法に加えて、認定によって特定し、事後的に支払う仕組みを検討
限度額管理	利用者個人の限度額管理を実施。利用者が給付と事業を併用する場合には、給付と事業の総額で管理を行うことを可能とすることを検討
財源	予防給付と同じ

総合事業への円滑な移行

訪問介護、通所介護（予防給付）から訪問型サービス・通所型サービスへの移行（イメージ）



自己負担2割 5人に一人 20%が対象へ 平成27年8月より実施へ

2割自己負担対象者

	年金のみ 単身世帯	年金のみ 夫婦世帯	控除後所得
全体の20%	280万円以上	346万円以上 (妻は一割措置)	160万円以上

考えられる影響

- ・利用控え
- ・事業者の選別
- ・低価格型有老のビジネスモデルの見直し

ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。

・医療保険の現役並み所得相当→月額上限を37,200円から44,400円に引上げ

負担限度額の見直し 特定入所者介護サービス費等~平成27年8月より

現行の「住民税非課税世帯」要件

No

預貯金・有価証券
・夫婦世帯 2000万円
・単身世帯 1000万円

確認出来る負債は相殺できる

No

軽減対象者

- ・確認方法は、申請時に通帳コピーなどの添付で確認。
- ・金融機関などへの照会権限
- ・不正が発覚した場合は3倍返し

平成27年介護報酬改定の注目点

- 介護サービスの質の評価の導入
- 高齢者住宅の「同一建物減算」の強化
- 同一建物減算の適用拡大~定期巡回随時対応、複合サービス
- 介護職員処遇改善加算の継続の可否
- グループホームなどの認知症対応加算のあり方
- 訪問看護の機能強化型の適用
- 小規模多機能の人員基準緩和と訪問介護の評価
- 区分支給限度額のサービス単位の設定
- 新設の地域密着型通所介護の報酬体系
- 訪問介護の身体Oと夜間の身体介護の評価、生活の減算
- 居宅介護支援の独立型の評価と併設型の報酬のあり方
- 特養の報酬体系の見直し~内部留保の反映
- 老健で短期間の入退院を繰り返す事例への減算対応